

令和 5 年 3 月 10 日

許 可 業 者 各 位

大阪市環境局事業部

一般廃棄物指導課長

令和 5 年 4 月前半における住之江工場の配券について

標題につきまして、住之江工場の夜間搬入は 4 月 8 日の 17 時より搬入開始となります。

つきましては、令和 5 年 4 月前半の配券の日程及び搬入回数追加・搬入先変更申請書の受付は下記のとおりとしますので、よろしくお願いたします。

記

1 搬入回数指示書交付日

令和 5 年 3 月 30 日にメールで交付（通常どおり）

2 搬入回数追加・搬入先変更申請書（第 30 号様式）の受付

令和 5 年 3 月 30 日 9 時より受付開始（通常どおり）

ただし、住之江工場の追加（大阪広域環境施設組合の搬入計画によりできない場合があります。）及び昼夜間交換申請の受付は 4 月 6 日 9 時より受付を開始します。（住之江工場以外の工場は 3 月 30 日 9 時より受付を開始します。）

3 その他

令和 5 年 3 月 30 日交付の搬入回数指示書には住之江工場の夜間搬入回数の表示は行いますが、各焼却工場の出口で受け取る計量票には当面の間、住之江工場の夜間搬入残回数は「0」と表示されます。

搬入指示担当 田畠・中島・森本

☎ 06-6630-3263